

農林水産省予算関連資料

食料産業・6次産業化交付金のうち 地域での食育の推進

【平成31年度予算概算要求額 1,745（1,678）百万円の内数】

<対策のポイント>

第3次食育推進基本計画に掲げられた目標のうち、食文化の継承等当省関係の目標達成に向けて、**地域関係者が連携して取り組む食育活動を重点的かつ効率的に推進**します。

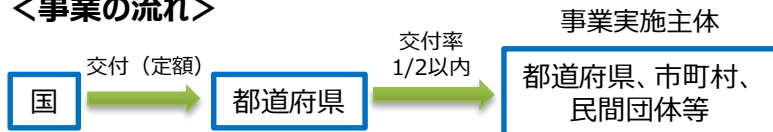
<政策目標>

第3次食育推進基本計画の目標の達成

<事業の内容>

- **食育を推進するリーダーの育成**
地域で活躍する食育推進・食文化継承・農業体験リーダーの育成やその活動促進を支援します。
- **地域食文化の継承**
地域食文化の継承や日本型食生活の実践に向けた調理講習会や食育授業等の開催を支援します。
- **農林漁業体験機会の提供**
食や農林水産業への理解を増進する農林漁業体験の提供に向けた検討会開催や体験機会の提供を支援します。
- **和食給食の普及**
和食給食の普及に向けた献立の開発や子供や学校関係者を対象とした食育授業の開催を支援します。
- **共食の機会の提供**
地域における共食のニーズの把握や共食の場の提供に向けた生産者とのマッチング、共食の場における食育の取組を支援します。
- **食品ロスの削減**
食品ロスの削減に向けた消費者の意識調査や飲食店等と連携した啓発資料の配付やセミナーの実施を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

目標（第3次食育推進基本計画に掲げられたもののうち食文化の継承等当省関連）

- ・地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民を増やす
- ・農林漁業体験を経験した国民を増やす
- ・栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民を増やす
- ・食育を推進するボランティアの数を増やす
- ・地域で共食したいと思う人が共食する割合を増やす
- ・食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民を増やす

目標の達成に資する
地域の取組を支援

支援事業(例)

農林漁業体験



地域食文化の継承



共食の場における食育



- ・食文化や食生活の改善等に対する意識の向上、
- ・地場産食材の活用割合の増加等

第3次食育推進基本計画の目標達成(32年度)を目指す

【お問い合わせ先】 食料産業局食文化市場開拓課（03-3502-5723）

1 食料産業・6次産業化交付金のうち「加工・直売」 「研究開発・成果利用の促進」

【平成31年度予算概算要求額 1,745（1,678）百万円の内数】

<対策のポイント>

農山漁村の所得や雇用の増大を図るため、地域の創意工夫を生かしながら、多様な事業者がネットワークを構築して取り組む加工・直売（新商品開発や販路開拓、農林水産物の加工・販売施設の整備等）の取組、市町村の6次産業化等に関する戦略に沿って行う地域ぐるみの6次産業化の取組及び新たな高付加価値商品等の創出・事業化に必要な技術実証、マーケティング等を支援します。

<政策目標>

○ 6次産業化の市場規模の拡大（6.3兆円〔平成28年度〕→ 10兆円〔平成32年度まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1.食料産業・6次産業化推進交付金のうち「加工・直売の推進」「研究開発・成果利用の促進」 351（358）百万円の内数

① 加工・直売の推進

ア 都道府県及び市町村段階に、行政、農林漁業、商工、金融等の関係機関で構成される6次産業化・地産地消推進協議会を設置し、6次産業化等に関する戦略の策定（更新）や6次産業化に取り組む人材を育成する取組を支援します。

イ 6次産業化に取り組む農林漁業者等と食品事業者、流通業者等の多様な事業者がネットワークを構築して行う新商品の開発に向けた加工適性のある作物の導入、新商品開発・販路開拓等の取組を支援します。

② 研究開発・成果利用の促進

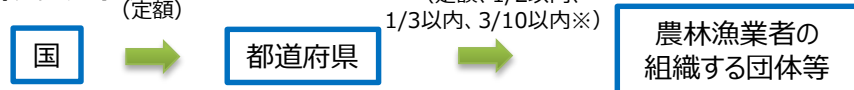
○ 新技術を活用した新たな高付加価値商品等の創出・事業化に必要な技術実証、マーケティング等を支援します。

2.食料産業・6次産業化整備交付金のうち「加工・直売施設整備」

1,394（1,320）百万円の内数

○ 六次産業化・地産地消法又は農商工等連携促進法の認定を受けた農林漁業者等が、2次・3次事業者とネットワークを構築し、制度資金等の融資を活用して6次産業化に取り組む場合に必要となる、加工・販売施設等の整備に対して支援します。

<事業の流れ>



※事業ごとに交付率は異なります。

加工・直売の推進

<新商品開発、販路開拓等の取組支援>



例：地域の希少品種小麦を活用したパンの新商品開発

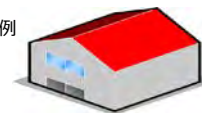


商談会等への出席

加工・直売施設整備

<加工・販売施設等の整備の支援>

支援対象施設の例



（加工施設）



（加工機械）



（直売所）

研究開発・成果利用の促進



【お問い合わせ先】 食料産業局産業連携課（03-6738-6473）

(1) 食料産業・6次産業化交付金のうち「加工・直売の推進」

地域における推進体制整備・戦略策定

各地域で6次産業化の取組を戦略的に進めるため、**都道府県及び市町村段階に、行政、農林漁業、商工、金融等の関係機関で構成する6次産業化・地産地消推進協議会を設置し、6次産業化等に関する戦略を策定（更新）する取組や戦略に関する交流会の開催の取組を支援します。**〔 交付率：定額 〕



(戦略会議の開催)

市町村の推進体制

市町村6次産業化・地産地消推進協議会

(構成メンバー)

市町村、農林漁業団体、担い手農林漁業者、商工団体、金融機関、試験研究機関など

(注) 構成メンバーは地域の実情に応じて選定しても構いません。例えば、地域農業再生協議会をベースにすることも一つの手法です。

市町村の6次産業化等に関する戦略（市町村戦略）の策定

「市町村戦略」とは、市町村の農林水産業及び6次産業化等の現状・課題、農林水産物等の加工・直売、輸出、学校給食等の施設給食、医福食農連携、再生可能エネルギーなど地域の実情に応じた分野をターゲットとした6次産業化等の取組方針、今後（5年後程度）の売上等の目標等を定めるものです。

6次産業化に取り組む人材育成

都道府県又は市町村が、経営感覚を持って6次産業化の事業に取り組める人材を育成するため、**HACCP、衛生・品質管理、ブランド戦略に関する権利や手続、経営、マーケティング、資金調達などに必要な知見を得るための講義を行うとともに、6次産業化事業体等へのインターンシップ研修を実施する取組を支援します。**〔 交付率：定額 〕



加工適性のある作物を導入したい。



新商品開発や販路開拓に取り組みたい。



注)「新商品」とは、
① 商品そのものが新しい
② 原料が新しい
③ 製法が新しいのいずれかを満たせば該当します。

直売所における観光需要向けの商品開発、学校給食等のメニュー開発及びスマイルケア食の開発等に取り組みたいです。



加工適性のある作物の導入

・新商品開発に向けて、**加工適性のある作物を導入する際の技術講習会受講や試験栽培の実施**などの取組を支援します。

〔 交付率：1/3以内。市町村戦略に基づく取組は1/2以内。〕



ほ場での栽培技術指導

新商品開発・販路開拓の実施

・新商品の開発に必要な**試作やパッケージデザインの開発、成分分析検査**などの取組を支援します。

〔 交付率：1/3以内。市町村戦略に基づく取組は1/2以内。〕



(地域の希少品種小麦を活用したパンの新商品開発)

・販路開拓に必要な新商品の消費者評価を行うための**試食会等の開催、商談会等への出展**などの取組を支援します。

〔 交付率：1/3以内。市町村戦略に基づく取組は1/2以内。〕



直売所の売上げ向上に向けた多様な取組等

・直売所の売上げの向上に向け、**インバウンド等需要向けの新商品の開発、消費者評価会の開催、直売所と観光事業者等とのツアー等の企画、集出荷システムの構築**などの取組を支援します。

〔 交付率：1/3以内。市町村戦略に基づく取組は1/2以内。〕

・学校・病院・福祉施設等において提供される給食に地場産農林水産物等を利用した**新たなメニュー・加工品の開発や学校給食における新メニューの導入実証**などの取組を支援します。

〔 交付率：1/3以内。市町村戦略に基づく取組は1/2以内。〕

・市町村区域の食品事業者、介護関係者等が連携して地場産農林水産物等を活用した**スマイルケア食（新しい介護食品）の開発や配食サービスの実証**などの取組を支援します。

〔 交付率：1/3以内。市町村戦略に基づく取組は1/2以内。〕

(2) 食料産業・6次産業化交付金のうち「加工・直売施設整備」

加工・販売施設等の整備の支援

六次産業化・地産地消法又は農商工等連携促進法の認定を受けた農林漁業者等が、2次・3次事業者とネットワークを構築し、制度資金等の融資を活用して6次産業化に取り組む場合に必要となる加工・販売施設等の整備に対して支援します。

支援対象施設等の例

法に基づく6次産業化等の取組に必要となる施設等が支援対象となります。



(選別・選果用機械)



(加工機械)



(農産物直売所)

* 6次産業化の取組に必要となる生産施設（ハウス、収穫機等の農業用機械・施設、育苗施設、養殖施設等）の整備も支援対象となります。

* 加工・販売等と直接関係のない施設整備は支援対象外となる場合があります。
(外構工事、緑地帯、駐車場、会議室等)

【交付率等】

1. 交付率：3/10以内

- ・中山間地農業ルネサンス事業の地域別農業振興計画に記載された事業は1/2以内
- ・市町村戦略に基づき実施する事業は1/2以内

2. 交付金上限額：1億円

3. 交付金額は、次の①～③の一番低い額の範囲内とします。

- ① 事業費 × 交付率
- ② 融資額
- ③ 事業費 - 融資額 - 地方公共団体等による助成額



交付金の算定方法

算定例：1億円の加工施設を導入、交付率3/10以内で
融資が5,000万円、地方公共団体等による助成額が1,000万円の場合

- ①が3,000万円 (1億円(事業費) × 3/10(交付率))
 - ②が5,000万円 (融資額)
 - ③が4,000万円 (1億円(事業費) - 5,000万円(融資額) - 1,000万円(地方公共団体等による助成額))
- となり、一番低い額である ① 3,000万円が交付金の額となります。

国産農産物消費拡大事業のうち 日本の食消費拡大国民運動推進事業

【平成31年度予算概算要求額 204（232）百万円】

<対策のポイント>

日本の食の魅力及び生産者の努力や想いを消費者に直接伝える取組や、食品事業者等が国産農林水産物の利用を積極的に進める取組を後押しするための表彰等を通じた情報発信を行うとともに、地産地消を推進するコーディネーターの育成・派遣等を支援します。

<政策目標>

フード・アクション・ニッポン アワード受賞・入賞後に売上げが増加した製品の割合（平成32年度までに80%）

<事業の内容>

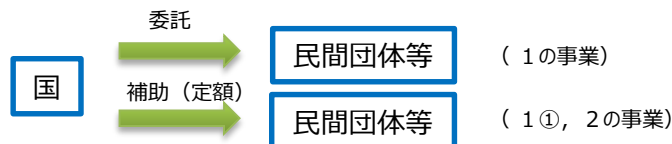
1. 食の魅力発掘による消費拡大のための国民運動推進事業 189(224) 百万円

- ① 体験等を通じて日本の食の魅力及び生産者の努力や想いを消費者に直接伝える取組を推進します。
- ② 国産農林水産物の消費拡大につながる商品や地産地消の取組を表彰し、生産者の想いとともに地域産品を消費者に発信する取組を支援します。

2. 地域の食の絆強化推進運動事業 15(8) 百万円

- 学校給食等への地場産食材の供給の取組をはじめとした地産地消の優良事例を普及するコーディネーターの育成・派遣等を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

食の魅力発掘による消費拡大のための国民運動推進事業



ジャパンハーヴェストによる国産農林水産物の魅力発信



フード・アクション・ニッポン事務局が消費者に国産消費拡大をPR



フード・アクション・ニッポン アワードで地域の優れた産品を表彰

地域の食の絆強化推進運動事業



地産地消コーディネーターによる生産現場と学校給食側の調整



地産地消コーディネーター育成研修会の開催

【お問い合わせ先】 食料産業局食文化・市場開拓課 (03-6744-2352)

国産農産物消費拡大事業のうち 「和食」と地域食文化継承推進事業

【平成31年度予算概算要求額 80（54）百万円】

<対策のポイント>

ユネスコ無形文化遺産に登録された「和食」を保護し、次世代に継承していくため、地域固有の多様な食文化の保護・継承を推進するとともに、子育て世代や子どもたちに対して効果的な和食文化の普及活動を行う中核的な人材の育成を実施します。

<政策目標>

第3次食育推進基本計画における目標である「地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている割合」の増加
(37.8% [平成29年度] → 50%以上 [平成32年度まで])

<事業の内容>

1. 地域の食文化の保護・継承事業

- 地域固有の多様な食文化を地域で保護・継承していくため、地方公共団体、大学等研究機関、民間団体、教育関係者、民間企業等を構成員とした体制を各都道府県に構築し、地域ぐるみで代表的な郷土食の歴史や由来、関連行事、使用食材及び料理方法等の調査及び記録の作成・保存並びに普及等を行います。

2. 和食文化継承の人材育成等事業

- 子ども及びその保護者を対象とした効果的な和食文化の普及活動を行う中核的な人材を育成し、各都道府県ごとに配置するため、栄養教諭や行政栄養士等を対象とした研修会等を実施するとともに、子どもたちに和食文化を効果的に普及する取組を活用した実践的な研修を実施します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



【お問い合わせ先】 食料産業局食文化・市場開拓課 (03-3502-5516)

＜対策のポイント＞

食育推進全国大会等を行い、食育の全国展開を図ります。また、国民のニーズや特性を分析し、食育推進方策の検討を行います。

＜政策目標＞

食育推進計画を作成・実施している市町村の割合100%〔平成32年度まで〕

＜事業の内容＞

＜背景＞

- 近年の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが重要。
- 農林水産省が関係府省と連携しながら、第3次食育推進基本計画に基づき食育を全国展開。
- 第4次食育推進基本計画を32年度中に作成することから、第3次計画の実施状況について、特に、省庁横断的な課題を中心に、フォローアップ及び第4次計画作成のための分析が必要。

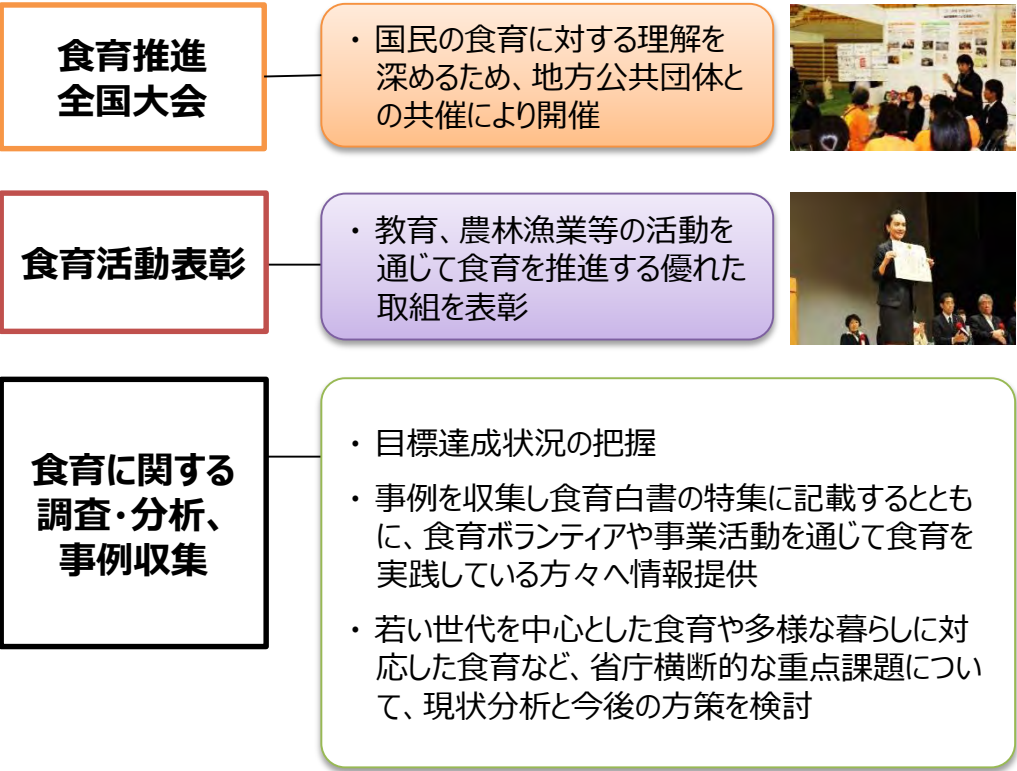
＜事業内容＞

食育推進全国大会や食育活動表彰等を行い、食育の全国展開を図ります。また、第3次食育推進基本計画に基づき、国民のニーズや特性を調査・分析し、より実践的な食育推進方策を検討します。〔拡充〕

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



<対策のポイント>

輸出を視野に入れて、品質面・コスト面等で競争力ある流通構造を確立するため、消費地における産地サイドの流通拠点の確保といった、生産と加工・流通が連携し水産バリューチェーン全体で生産性向上を図る取組や、産地市場の統合・機能強化を促進する取組、国産水産物の加工・流通の改善と消費等拡大、EU・HACCPへの対応等を支援します。

<政策目標>

魚介類（食用）の消費量の増加（46.4kg/人年〔平成39年度まで〕）、水産物の輸出額の増加（3,500億円〔平成31年まで〕）

<事業の内容>

1. バリューチェーン連携推進事業

- 生産と加工・流通が連携し水産バリューチェーン全体で生産性を向上させる取組を一体的に支援します。また、産地市場の統合・機能強化に向けた調査検討、電子入札や共同物流等の先進的取組等を支援します。

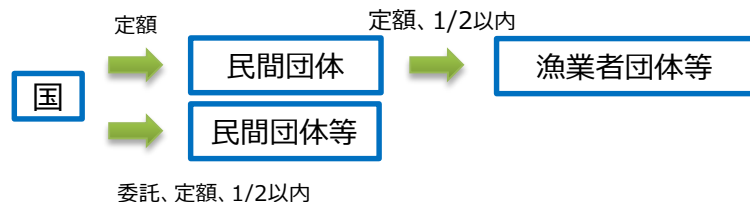
2. 流通促進・消費等拡大対策事業

- 加工・流通業者等が、水産バリューチェーン中に生じた局所的な課題を解消するために実施する取組や、事業者の生産性向上を図る取組等を支援します。併せて、消費者への魚食普及、国産水産物・加工原料の安定供給を支援します。

3. 水産物輸出倍增環境整備対策事業

- HACCPに基づく衛生管理に関する研修・現地指導や生産海域等のモニタリング、輸出促進に資するトレーサビリティの普及に向けた実証の取組を支援します。また、対EU・HACCP認定施設の指導・監視等を行います。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

